

令和 2 年度事業報告

I マラッカ・シンガポール海峡（以下「マ・シ海峡」という）における航行安全に係る国際的な資金協力事業

1 資金拠出関係業務

当協議会は、航行援助施設基金（ANF: Aids to Navigation Fund、以下「基金」という）に対して、一般社団法人日本船主協会（以下「日本船主協会」）、石油連盟、エネルギー関連団体等からのご協力いただいた資金を拠出してきている。

平成 21 年から平成 25 年までは各年度 50 万米ドルを、平成 26 年は 30 万米ドルを、平成 27 年から令和元年は、基金積立額等を総合的に勘案し 10 万米ドルの拠出を行ってきた。

（令和 2 年度）

ANF に 10 万米ドルの拠出を行った。

2 基金委員会関係業務

沿岸 3 国が実施する航行援助施設の維持管理・更新に係る費用に充てるため、基金から支出される予算と決算、業務計画と進捗管理等を審議するために、マ・シ海峡「航行援助施設基金委員会」（以下、「基金委員会」という）が年 2 回開催される。

当協議会は、基金委員会に出席し、意見の具申・交換等を行うとともに必要な情報収集を行っている。また、当協議会から基金への拠出額を表明するとともに、当協議会が基金委員会から委託されている業務監査報告を行い改善点の勧告を行っている。

（令和 2 年度）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、議長国マレーシアでの開催が見送られ、令和 2 年 11 月 19 日、第 24 回基金委員会がテレビ会議形式で開催された。当協議会から永松専務理事、大森理事等が出席し、令和 2 年分として基金に対して 10 万米ドルの拠出を行う旨表明するとともに、令和元年の業務監査報告等を行った。

3 基金委員会から受託した業務監査業務

当協議会は、長年にわたるマ・シ海峡における航行援助施設の維持管理の経験と能力を評価され、基金委員会から業務監査人として選定されている。

沿岸 3 国が基金の資金を利用して行う航行援助施設維持管理業務が、業務

計画どおりに遂行されているか確認するため、当協議会職員を派遣して実際の現場での立ち会い監査を行い、その履行状況チェック及び改善勧告等を業務監査報告書として纏め、年2回の基金委員会に提出している。

(令和2年度)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現場における監査業務の実施を見送らざるを得なかった。このため、第24回基金委員会において、当協議会より、沿岸国からの書面等による報告に基づき監査を行うことを提案し了承された。また、統一した報告様式を作成することが合意され、後日、当協議会が報告様式案を作成し沿岸国と調整を行った。また、同委員会において、当協議会が令和3年（暦年）の業務監査人となることが合意された。

II マ・シ海峡の航行安全及び海洋環境保全に係る国際的な技術協力事業

1 沿岸国の行う航行援助施設維持管理業務への技術協力業務

沿岸国海事当局がそれぞれ実施する航行援助施設維持管理業務に対し、当協議会は、上記I.3のとおり業務監査を行っているが、同時に沿岸国の要請を受けて航行援助施設点検時に現場での作業要領や機器の修理指導等の技術協力をしている。

技術協力に関しては、インドネシア政府およびマレーシア政府からの強い要望により、業務監査を担う佐々木技術アドバイザーと当協議会職員である菅田課長補佐に加え、民間会社の技術専門職員を委嘱して同行させ、技術移転に努めている。

(令和2年度)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、航行援助施設点検現場への立ち会いができなかつことから、電子メール、動画アプリ等の通信手段を活用し必要な技術協力を行った。

2 マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に係る国際会議関係業務

(1) 協力メカニズムの多国間国際会議

マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に関する多国間の国際協力の場として、協力フォーラム、プロジェクト調整委員会、沿岸3国技術専門家会合が存在し、毎年秋に沿岸3国が交替で主催している。

(令和2年度)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催が見送られた。

(2) 油濁防除回転基金委員会

昭和 56 年に当協議会と沿岸 3 国の間で取り交わされた了解覚書に基づき、マ・シ海峡における船舶事故による油流出時の回収等初期費用支弁援助のために設けられた基金の管理を行う油濁防除回転基金委員会（RFC: Revolving Fund Committee）が設置されている。毎年開催される RFC には、メンバーである沿岸 3 国以外では当協議会に対してのみオブザーバーとしての参加招請が行われている。

（令和 2 年度）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、議長国マレーシアでの開催が見送られ、令和 2 年 11 月 12 日、第 39 回 RFC がテレビ会議形式で開催された。当協議会から永松専務理事等が出席し、令和 3 年の事業計画・予算の審議等に際し、適宜意見を述べた。

III マ・シ海峡における航行安全に係る調査研究事業

1 マ・シ海峡における航行援助施設代替のための現地事前調査

マ・シ海峡の航行援助施設に関する協力の一環として、国土交通省は、近い将来更新を要する航行援助施設代替のための「航行援助施設更新事前調査事業」を実施してきており、当協議会は、同調査に対する協力業務を実施してきている。

（令和 2 年度）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、調査が中止されたため、当協議会の協力業務も中止となった。

2 マ・シ海峡に係る人材育成事業

国土交通省は、マ・シ海峡に設置されている航行援助施設の運用に関し、沿岸国の維持管理能力の向上、最新の技術情報の理解、沿岸国相互理解と協力への貢献を図ることを目的として、平成 24 年以降、ポートクラン（マレーシア）で沿岸 3 国の実務レベル職員を対象とした「人材育成研修事業」を行っている。当協議会は、同事業に対する協力業務を実施してきている。

（令和 2 年度）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業が中止となったため、当協議会の協力業務も中止となった。

3 マ・シ海峡における水路測量事業

平成 27 年から開始された当協議会と沿岸 3 国によるマ・シ海峡の水路測量事業は、フェーズ 1 事業（平成 27 年～平成 28 年年、緊急に測量が必要な 5 海域を対象）とフェーズ 2 事業（平成 29 年～令和 2 年、500Km に及ぶ分離通航帯（TSS: Traffic Separation Scheme）の水深 30m 以浅の部分を対象）に区分される。フェーズ 1 事業は成功裏に終了し、平成 28 年に電子海図の更新が図られ、現在はフェーズ 2 事業を実施している。

マ・シ海峡の航行安全の向上という成果は広く ASEAN 各国の経済にも資するとの認識であることから、フェーズ 2 事業は、日本 ASEAN 統合基金（JAIF: Japan-ASEAN Integration Fund）を活用して協力し、当協議会が実質的な調整・進捗管理を担っている。

（令和 2 年度）

令和 2 年事業として分離通航帯の北部マレーシア海域の測量を実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和 2 年 3 月 18 日に測量作業の中止を余儀なくされた。これに伴い、日本側関係者及び沿岸 3 か国と協議・調整を行い、令和 2 年 6 月からの測量再開を目指すこととしたが、その後も新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しなかったため、6 月の測量再開を断念し、関係者との協議の結果、同年 10 月の測量再開を目指すこととなった。

その後も、新型コロナウイルス感染症拡大が続いたことから、関係者との協議・調整を行い、再開時期を令和 3 年 3 月に延期することとし、令和 2 年 8 月 27 日にテレビ会議形式で開催された「第 39 回 ASEAN 海上交通ワーキンググループ」にて了承された。

しかしながら、その後も新型コロナウイルス感染症拡大の影響が衰えなかったことから、関係者との協議・調整の結果、令和 3 年 3 月の測量再開時期をさらに延期して令和 3 年 10 月からとすることとし、令和 3 年 3 月 10 日にテレビ会議形式で開催された「第 40 回 ASEAN 海上交通ワーキンググループ」にて了承された。

また、ASEAN 及び日本外務省から承認されている本事業の終了時期は、令和 2 年 12 月末であったが、この時期までの事業終了は不可能だったことから、当協議会が、本事業の実施者を代表して、ASEAN 及び日本外務省に対して事業の終了時期を令和 4 年 3 月まで延長する申請を令和 2 年 9 月に行い、承認された。なお、測量再開時期が令和 3 年 10 月となった場合でも、測量後に予定されるすべての作業を令和 4 年 3 月までに完了させることは困難であるため、実際の測量再開時期や作業の進捗状況を見極めたうえで、適切な時期に再度事業終了時期の延長申請を行う必要がある。

なお、本事業に係る収支状況については、別紙の「マ・シ海峡における水路測量事業の収支状況」を参照。

(別 紙)

マ・シ海峡における水路測量事業の収支状況

水路測量事業の総事業費は 968 万米ドルであり、平成 28 年度には総事業費の 70% 相当額 (6,775,781.60 米ドル)、令和 2 年度には総事業費の 20% 相当額 (1,935,937.60 米ドル) の送金があった。これらの資金は一旦、JAIF 米ドル口座に入金した。

当協議会は、水路測量事業のうち、事業管理（工程・資金）業務を担当しており、総事業費のうちの一定額が JAIF の規程に基づき、当協議会の事務経費（マ協管理事業費）として認められている。当協議会はこれを JAIF 管理事業収益として収益計上している。令和 2 年度の JAIF 管理事業収益は、令和元年度前受金期末残高 1,196,344 円に 6,826,088 円 (US\$63,116.86 × 108.15 円) を加えた 8,022,432 円である。(108.15 円は実際に米ドルを円転した日（令和 3 年 3 月 24 日）の為替相場である。)

マ協管理事業費を除いた資金については、水路測量事業実施のために預かっている資金であることから、別管理を行っている。この資金は、米ドルと円の口座に分けて管理しており、平成 28 年度から令和 2 年度までの収支の状況及び期末残高は以下のとおりである。

なお、JAIF 米ドル口座と JAIF 円口座を合わせた令和 2 年度期末残高は、257,217,822 円 (US\$2,325,027.77 × 110.63 円) に 76,980,503 円に加えた 334,198,325 円である。(110.63 円は令和 2 年度期末米ドル為替相場である。)

JAIF 米ドル口座収支 (単位 : US \$)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入					
JAIF からの入金	6,775,781.60	0	0	0	1,935,937.60
受取利息	3,745.42	2,900.19	2,150.41	763.03	246.79
小計	6,779,527.02	2,900.19	2,150.41	763.03	1,936,184.39
支出					
JAIF 円口座へ振替	4,800,000.00	0	900,000.00	0	0
JAIF 事業費	55,136.70	23,901.00	61,315.00	18,723.00	0
マ協管理事業費	474,304.71	0	0	0	63,116.86
小計	5,329,441.41	23,901.00	961,315.00	18,723.00	63,116.86
期末残高	1,450,085.61	1,429,084.80	469,920.21	451,960.24	2,325,027.77

※1 JAIF 事業費には、潮汐観測の実施業者への委託費、オブザーバーとして測量船に乗る沿岸三か国担当者の旅費、水路測量調査管理委員会の会議費等の海外で支払いが発生する費用が含まれる。

※2 マ協管理事業費は、当協議会の JAIF 管理事業収益に対応する。

JAIF 円口座収支

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入					
JAIF 米ドル 口座からの振替	550, 752, 000 (US\$4, 800, 000)	0	102, 267, 000 (US\$900, 000)	0	0
受取利息	1, 005	2, 217	2, 374	1, 830	783
小計	550, 753, 005	2, 217	102, 269, 374	1, 830	783
支出					
JAIF 事業費	328, 342, 320	23, 156	123, 531, 206	124, 043, 210	106, 814
期末残高	222, 410, 685	222, 389, 746	201, 127, 914	77, 086, 534	76, 980, 503

※ JAIF 事業費には、水路測量作業の実施業者へ支払う委託費、測量船に乗る水路測量専門家の旅費及び水路測量調査管理委員会出席者の旅費等の国内で発生する費用が含まれる。

IV 理事会・評議員会の開催

1 理事会

令和2年度は、次の通り4回の理事会が開催された。

(1) 令和2年度第1回理事会 令和2年6月9日

開催場所 霞が関ビル35階 東海大学校友会館会議室

決議事項 令和元年度事業報告及び決算報告

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況

(2) 令和2年度第2回理事会 令和2年7月1日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 会長、理事長、専務理事の選定及び顧問の委嘱

武藤会長の退任を受け、村上英三理事を会長に選定したほか、宮崎達彦理事を理事長に、永松健次理事を専務理事に選定した。また、寺嶋潔氏を顧間に委嘱した。

(3) 令和2年度第3回理事会 令和3年2月22日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 令和2年度第2回評議員会招集の件

(4) 令和2年度第4回理事会 令和3年3月19日

開催場所 公益財団法人マラッカ海峡協議会 会議室

web方式を併用

決議事項 令和3年度事業計画及び収支予算、諸規定の改正、令和3年度第1回評議員会の開催

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、第13回海洋立国推進功労者表彰、第24回航行援助施設基金委員会の概要、第39回油濁防除回転基金委員会の概要、水路測量事業の進捗状況その他

2 評議員会

令和2年度は、次の通り2回の評議員会が開催された。

(1) 令和2年度第1回評議員会 令和2年6月24日

開催場所 霞が関ビル35階 東海大学校友会館会議室

決議事項 令和元度事業報告及び決算報告、評議員及び役員の選任

評議員の任期満了を受け、退任意向の綾評議員を除く評議員

を再任し、小山智之氏を新任で評議員に選任した。また、役員の任期満了を受け、退任意向の武藤理事・会長、小山理事及び加藤専務理事を除く役員を再任し、村上英三氏、谷本光央氏及び永松健次氏を新任で理事に選任した。

(2) 令和2年度第2回評議員会 令和3年3月19日

開催場所 公益財団法人マラッカ海峡協議会 会議室

w e b 方式を併用

決議事項 令和3年度事業計画及び収支予算

報告事項 令和2年度第4回理事会の審議結果、第13回海洋立国推進功労者表彰、第24回航行援助施設基金委員会の概要、第39回油濁防除回転基金委員会の概要、水路測量事業の進捗状況その他

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項及び当協議会定款第11条第1項第2号に規定する「事業報告の附属明細書」については、「事業報告書の内容を補足する重要な事項」は存在しないので、作成していない。

(以上)